

時効特例給付の業務実態等に関する調査結果について

厚生労働省年金局
日本年金機構

1 経緯

(1) 時効特例法について

○時効特例法は、年金記録の訂正に伴う年金の増額分が5年で時効消滅する問題への対応として議員立法で制定された（平成19年7月公布・施行）。平成24年10月末までに、約310万件を処理（支給総額約1兆8500億円）。

(2) 職員からの問題提起

○時効特例給付の審査を担当する機構職員から、平成24年1月以降、具体的な実例を示しつつ、

- ・時効特例給付の支給の可否の判断において、事務処理誤りとの混同があるなど、法に反した処理が行われている、
- ・処理方針自体の不明確ないしは担当職員等への周知不徹底により、本件業務の処理が不統一になっている、

等の問題提起があった。

○平成24年11月には、当該職員から、年金業務監視委員会委員長等に対し、対応を求める情報提供が行われた。

(3) 調査委員会の設置

○職員からの問題提起を受け、時効特例給付の業務処理の実態や職員の問題提起に対する機構の対応状況を確認するため、外部有識者等から構成される「時効特例給付の業務実態等に関する調査委員会」（委員長：赤松幸夫弁護士（赤松・米津総合法律事務所））を平成25年1月に設置した。

○調査委員会においては、機構及び厚生労働省の関係者に対するアンケート調査及びヒアリングを実施し、調査、確認作業を進め、今般、調査結果の報告書の取りまとめが行われたところである。

2 調査結果の概要（報告書のポイントを整理したもの）

業務関係の調査結果

〈10ケースの調査結果〉

○職員からの問題提起に係る事項・事案（以下、単に「ケース」という）のうち業務の統一性にかかわると認められた10ケース（約87500件）の調査結果は、次のとおり。

（1）業務処理に不統一が認められ、年金受給者の間に不公平が生じていると認められる4ケース

①オールゼロ記録ケース

取 扱 い	点 検 結 果
旧台帳記録（昭和32年10月より前の厚生年金資格喪失者の記録）としてマイクロフィルムにより別管理されていた記録は、オンライン上では、事業所記号がオールゼロとして収録される。この記録により初めて年金の受給要件を満たす場合は、新規裁定時に記録訂正があった蓋然性が高いとして時効特例給付を支給している。	該当する7,224件のうち1,030件（14%強）について、本来は時効特例給付を認めてしかるべきであり、これらについて追加支給が必要。

②ケースその1（記録訂正に伴い通算老齢年金に増額分（時効特例給付の支給）と失権遡及（老齢年金発生）による過払い分があるケース）

取 扱 い	点 検 結 果
（変更前）記録訂正の結果、通算老齢年金に増額分（時効特例給付の支給）と失権の遡及（代わりに老齢年金が発生）による過払い分がある場合、通算老齢年金の増額分と過払い分とを相殺し、マイナスが残る場合は後発の老齢年金から差し引く取扱いとしていた。	変更前処理247件のうち192件（約78%）は変更後の処理とすべきであり、また、変更後処理22件のうち10件（約45%）は変更前の処理を行っていることから、これらについて追加支給が必要。

<p>(変更後)平成23年11月から取扱いを変更し、通算老齢年金の増額分はそのまま支払い、過払い分との調整は行わないこととした。</p>	
--	--

③ケースその2 (記録訂正に伴い通算老齢年金に増額分(時効特例給付の支給)と再取得失権による過払い分があるケース)

取 扱 い	点 検 結 果
<p>(変更前)記録訂正の結果、通算老齢年金に増額分(時効特例給付の支給)と被保険者資格の再取得に伴う失権による過払い分がある場合、同年金の増額分と過払い分を相殺し、マイナスが残る場合は再取得失権後に発生する後発の通算老齢年金から差し引く取扱いとしていた。</p> <p>(変更後)平成24年3月から取扱いを変更し、通算老齢年金の増額分はそのまま支払い、再取得失権による過払い分は後発年金から差し引くこととした。</p>	<p>変更前処理84件のうち59件(約70%)は変更後の処理とすべきであり、また、変更後処理23件のうち13件(約57%)は変更前の処理を行っていることから、これらについて追加支給が必要。</p>

④ケースその3 (記録訂正に伴い、通算老齢年金と老齢年金に増額分(時効特例給付の支給)があり、同時に国民年金の過払い分があるケース)

取 扱 い	点 検 結 果
<p>記録訂正による再裁定の結果、通算老齢年金と老齢年金に増額分(時効特例給付の支給)がある場合で、同時に、重複した期間により減額する国民年金がある場合は、老齢年金の増額分から国民年金の過払い分を差し引いて時効特例給付を支給している。</p>	<p>該当する44件のうち、7件(約16%)は処理方針と異なる差し引きを行っていることから、追加支給が必要。</p>

(2) 上記(1)以外の6ケース

- 以下の6ケースについては、現状、業務の不統一が客観的には明らかになっていないが、
- ・下記①のケース(「請求遅れ」のケース)は、業務の不統一・不公平が相当程度認められる。
 - ・残り5ケースは、時期、程度の差はあれ、不統一・不公平が生じている可能性が認められる。

ケース	取扱い
① いわゆる「請求遅れ」のケース	年金の裁定請求が記録訂正から1年を経過している場合は、個々の事情を勘案し、記録訂正と裁定請求との間に因果関係があると認められる場合を除き、時効特例給付の対象としない。
② いわゆる「手番統合」関連ケース	複数の手帳番号を統合した記録により年金(厚生年金)が裁定された場合で、その統合されたうちの他制度の記録(国民年金)が当該年金の通算対象期間として収録されていた場合は、当該記録に係る年金(国民年金)が支給されていなかったとしても、時効特例給付の対象としていない。
③ いわゆる「手番の重複取消」関連ケース	複数の手帳番号の重複取消があつて新規裁定された場合でも、不明の記録が後から判明したこと等による記録訂正に当たらない場合には(記録訂正のない1つの記録で年金の受給要件を満たす場合は時効特例給付の対象としていない。
④ いわゆる「601号」用紙関連ケース	時効特例給付の請求のための支払手続用紙(様式601号)の提出がなくても、その者が別に提出した申出書で必要事項を確認できる場合には、様式601号の提出を改めて求めずに時効特例給付を支給している。

⑤ 年金未納期間関連ケース	厚生年金の記録訂正による増額分（時効特例給付の支給）と、厚生年金期間と重複したため国民年金未納期間を削除したことにより増額される年金（国民年金）がある場合、記録訂正による増額分として、時効特例給付を支給している。
⑥ 時効特例計算期間関連ケース	記録訂正に伴い増額される年金と減額される年金の両方がある場合に、減額分の再裁定が遅れたために、消滅時効の対象となる範囲がずれる場合、減額される分の全額ではなく、増額する年金の時効特例期間にあたる減額分のみを差し引いて時効特例給付を支給する。

〈業務の不統一・不公平発生の要因・背景〉

（１）時効特例法の法律構成等

○解釈上の問題及び成立日と施行日がほぼ同時で関係業務を実施するための準備期間が乏しかったとの経緯が認められ、業務の不統一・不公平の要因、背景事情として見過ごすことはできない。

（注１）解釈上の問題：時効特例法が定める、「記録訂正」と「その上での受給権に係る裁定・再裁定」という各要件は、実務的な見地からは、必ずしも一義的とは言い難く、解釈の余地が大きいため、時効特例給付の支給要件の該当性判断が容易ではないこと。

（注２）法律の施行日：時効特例法は平成１９年６月３０日の成立後、間もない同年７月６日に公布・施行。

（２）処理基準等

○時効特例給付業務の処理基準については、業務の統一性を確保するに足る処理基準類は整備されておらず、また、疑義照会回答も有効な方策とはなっておらず、業務の不統一・不公平の要因、背景の一つとして指摘せざるを得ない。

（注）疑義照会：業務処理上の解釈等の疑義が生じた場合、機構本部内の制度関係部署又は必要に応じ厚生労働省年金局に照会を行い、その回答に基づき処理を行うこととしている。

○担当室内における処理方針の周知徹底のための体制は相当に不十分であり、業務の不統一・不公平の要因となったことは否定し得ない。

(3) 案件決裁のあり方及び過去処理案件の扱い

○案件の決裁を通じて業務の統一性を図ることが考えられるが、受理件数に照らすと、担当室長やグループ長において、個別決裁は到底不可能であったことは明らかであり、決裁を通じて業務の統一性が図られなかったことをもって、業務の不統一等の要因とすることはできない。

○業務の統一性を確保する方策として過去の処理案件を抽出・点検することが考えられるが、過去の処理案件は見直ししないとの意識、また、処理対象件数が多量であり、時効特例給付業務のコンピューターシステムも事後の抽出・点検に容易に対応できるようになっていないことなどから、これまで抽出・点検等が行われてこなかったことや担当室内の意識について、直ちに問題視することはできない。しかし、業務の統一性を確保する方策として、事後の抽出・点検等は必要不可欠とも思え、そのような体制・システムについて配慮してこなかったことは看過し得ない問題と言わざるを得ない。

○担当室長・部長は、常に適正な業務が行われているかを把握し、所要の対応をとるべき立場にあるが、取りまとめ結果を決裁しているのみで、困難案件を含め個別の案件に関与しておらず、業務の不統一・不公平の背景事情として指摘せざるを得ない。

(4) 時効特例給付業務についての所掌あるいは指導監督関係の部門・官庁との関係

(庁・年金保険課) 19年7月から機構発足まで

○年金保険課は、業務多忙の中、また、現場である業務センターから関連情報が上がっておらず認識し得なかったという状況はあるが、時効特例法の特異性から、業務の統一性にも問題が生じる余地が大きいことを認識し得る余地は少なからずあったのではないかと。そうであれば、業務センターに対し、問題の有無を問いかけたり、相応の指示ないし助言を与えるなどする余地がなかったとは思えない。

○年金保険課が進捗管理に主たる関心を向けていたことについてはやむを得ないところがあるが、同課の姿勢が業務の不統一・不公平と無縁であるとは言えない。

(局・事業管理課) 22年1月以降

○年金保険課の場合以上に、機構側に本件業務の統一性の如何を確認するとともに、時効特例Q & Aの改訂・充実や処理済みの案件が処理方針に沿っているかどうかをチェックさせるなどのことに考えが及んでいいはずであるが、そのようになっていなかった。また、各変更ケース（前記「ケースその1」及び「ケースその2」）に関する疑義照会への対応にも、回答の遅延や変更前の処理についての対応指示がなかったという問題があった。

○事業管理課の姿勢・対応については、業務の不統一・不公平の要因ないし背景事情の一つとなっているように思われる。

コンプライアンス対応関係の調査結果

○コンプライアンス関係については、「理事長への声」や法令違反通報制度等、職員の問題提起にかかる機構内の対応状況について、特段、不当ないし不適切として指摘すべき事実・事項は認められないものと思料。